第七条の表を次のように改める。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十九条の二第一項	病院若しくは診療所又は薬局の開設者	助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師
第四十九条の二第二項第八号	医療	助産又は施術
第四十九条の二第三項	病院若しくは診療所又は薬局	助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師
第四十九条の二第三項第一号	医療	助産又は施術
第四十九条の二第三項第二号	医療扶助	出産扶助又は医療扶助
	医療を	助産又は施術を
	の医療	の助産又は施術
第五十条	第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号	第四十九条の二第二項第二号又は第三号
第五十一条第二項第一号	診療録	助産録
第五十一条第二項第五号	医療に	助産又は施術に
第五十一条第二項第九号	医療扶助	出産扶助又は医療扶助
第五十四条第一項	診療録	助産録
第五十三条第三項から第五項まで	診療報酬の	介護の報酬の
第五十四条第一項	医療扶助	介護扶助
	開設者若しくは管理者、医師、薬剤師	開設者
	診療録、帳簿書類	帳簿書類

（老人福祉法施行令の一部改正）

第六条　老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を「若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改め、「又は介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費」を削り、「係る者」の下に「又は同法の規定による第一号訪問事業であつて厚生労働省令で定めるものを利用する者」を加え、同条第三号中「介護予防（同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に限る。）」を「介護予防・日常生活支援（介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業であつて厚生労働省令で定めるものによる支援に相当する支援に限る。）」に改める。

第二条第二号中「、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は」を「若しくは」に改め、「係る者」の下に「又は同法の規定による第一号通所事業であつて厚生労働省令で定めるものを利用する者」を加え、同条第三号中「又は介護予防（同法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び同条第十五項」を「、介護予防（介護保険法第八条の二第十三項」に改め、「介護予防認知症対応型通所介護に限る。）」の下に「又は介護予防・日常生活支援（介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業であつて厚生労働省令で定めるものによる支援に相当する支援に限る。）」を加える。

第三条第三号中「同法第八条の二第九項」を「介護保険法第八条の二第七項」に改める。

第三条の二第三号中「同法第八条の二第十六項」を「介護保険法第八条の二第十四項」に改める。

第四条第三号中「同法第八条の二第十七項」を「介護保険法第八条の二第十五項」に改める。

第五条第一項中「できるもの」の下に「若しくは第一号事業を利用することができるもの」を加え、「、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護」を「若しくは夜間対応型訪問介護若しくは第一号訪問事業」に改め、同条第二項中「できるもの」の下に「若しくは第一号事業を利用することができるもの」を加え、「、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護若しくは第一号通所事業」を「若しくは介護予防認知症対応型通所介護若しくは第一号通所事業」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第七条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十五第一項中「第七条第三項」の下に「及び第五項」を加え、「及び第二十三条の二」を「、第二十三条の二並びに第二十七条の二」に、「第六項」を「第七項」に改め、同条第三項中「」とする」と」の下に「、同条第五項中「病院の開設」とあるのは「第一項又は第二項の規定に基づき協議を受けた都道府県知事から、病院の開設」と、「許可には」とあるのは「許可に」と、「条件」とあるのは「条件を付するよう求めがあつたときは、当該求めがあつた条件」と」を「同条第三項」と」の下に「、同法第二十七条の二第一項中「第七条第五項」とあるのは「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の三十五第三項の規定により読み替えて適用される第七条第五項」と、「ときは、」とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道府県知事から」と、「都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限」とあるのは「期限」と、「勧告することができる」とあるのは「勧告するよう求めがあつたときは、当該期限を定めて、当該条件に従うべきことを勧告することができる。当該都道府県知事が、当該勧告の求めを行うときは、都道府県知事から」と、同条第二項中「ときは、」とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道府県知事から」と、「都道府県医療審議会の意見を聴くものとする」と、同条第三項中「ときは、」とあるのは「場合には、都道府県知事から」と、「都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限」とあるのは「期限」と、「命ずることができる」とあるのは「命ずるよう求めがあつたときは、当該期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。当該都道府県知事が、当該命令の求めを行うときは、都道府県医療審議会の意見を聴くものとする」と、同条第三項中「場合において」とあるのは「場合であつて」と、「とき」とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道府県知事からその旨を公表するよう求めがあつたとき」と」を加える。

別表第一歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）の項中「第一条」を「第一条の二」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第八条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の五第一項第五号中「第五十条又は第六十条」を「第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項」に、「あつては、」を「あつては」に改め、「得た割合」の下に「、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」を加える。